



「津波は逃げずるが勝ち！」 揺れてから、
5分で逃げれば被災者^{ゼロ}0！



 **owase**

大迫力の和太鼓演奏

第30回尾鷲節コンクール

12-2015

尾鷲市まち・ひと・しごと した ~ビジョンと戦略の概要についてお知らせします~

尾鷲市人口ビジョン

人口ビジョンとは、人口の現状を分析し、人口に関する地域住民の認識を共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を示すものです。現状の分析では、総人口、年齢3区分別人口と高齢化率、5歳階級別人口・出生率の推移について取りまとめ、出生や死亡が要因となる「自然増減」と、転入や転出が要因となる「社会増減」の推移を示しています。

現状と課題の整理として、「生産年齢人口が急減するとともに、老年人口の増加の速度がやや鈍りつつあり、本市は、「若年人口の減少の加速、老年人口の維持・微減」の段階にある」と考えられます。

自然減と社会減が同時に進行する尾鷲市の人口減少問題は、地域経済や地域社会に大きな影響を与える極めて深刻な状況であり、すべての住民と市内に所在する企業、団体及び行政が丸となって、この課題に取り組んでいく必要があります。

また、将来展望では、「しごと」と「ひと」の好循環をつくるとともに、好循環を支える「まち」の活性化を図り、人口減少に歯止めをかけ、将来的に人口増社会を展望することを前提として、次の2点を仮定しております。

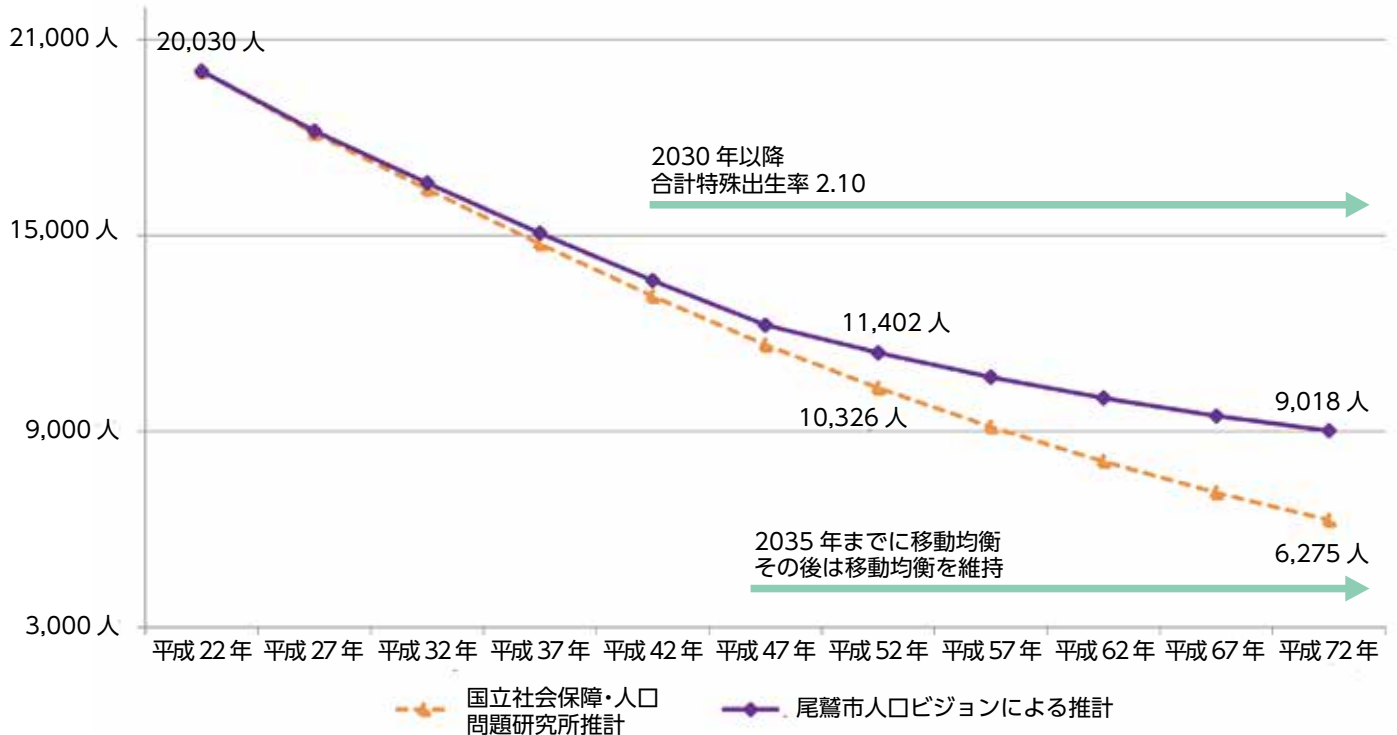
① 自然増減に関しては、合計特殊出生率が平成42年に2・1（人口置換水準）を達成

② 社会増減に関しては、県の「三重県人口ビジョン」にある『南部地域の人口の展望』に準拠し、平成47年までに社会移動が均衡

この自然動態と社会動態を改善させることにより、平成72年の人口9,018人を確保できることが見込まれることとしていきます。

この将来展望を実現するために、「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を着実に推進し、「まち・ひと・しごと」の創生と好循環の確立を図ります。

人口の将来展望



尾鷲市人口ビジョン及び 創生総合戦略を策定しま

尾鷲市まち・ひと・し ごと創生総合戦略

◆目的

人口減少は、地域経済規模を縮小させ、社会生活サービスの低下を招き、更なる人口流出を引き起こす悪循環を生むリスクがあることから、「静かなる危機」と呼ばれています。

日本は、世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えており、この構造的な課題に真正面から取り組むため、国は、平成26年11月28日に「まち・ひと・しごと創生法」を公布・施行し、12月27日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定しました。

市も、第6次尾鷲市総合計画（計画期間：平成24年度～33年度）で、人口減少対策は主要な課題として位置付けています。国と県の「まち・ひと・しごと総合戦略」を勘案しながら「尾鷲市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「尾鷲市人口ビジョン」で示した将来人口の達成を目指していきます。

◆基本目標・施策

- (1) 安定した雇用を創出する
 - ① 農林水産物のブランド化の推進
 - ② 食のまちづくりの推進
 - ③ 後継者対策、起業支援、事業・企業誘致の推進
 - ④ 世界遺産と食を中心とした観光の振興
- (2) 新しいひとの流れをつくる
 - ① 定住の促進
 - ② 移住の促進
 - ③ 情報発信の促進
 - ④ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
 - ① 結婚・出産支援の充実
 - ② 子育てしたいまちづくり
 - ③ 子育てしやすいまちづくり
- (4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る
 - ① 地域特性を活かした尾鷲ならではの地域づくり
 - ② 安心して暮らせる地域づくり
 - ③ 地域と地域を連携する

◆計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間です。

とともに、地域と地域を連携する



好循環を支える「まち」の活性化

「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

ごみの発生を抑制し、市民の皆さん・事業者・行政が一体となり、ごみの少ないきれいなまちを目指します！

「混ぜればごみ、分けば資源」で、ごみ袋のダイエット

平成25年4月から可燃ごみの有料化が始まり、2年半が過ぎ、可燃ごみの収集量は有料化前に比べて約24%削減されました。これは、皆さんのごみ減量の認識向上と、協力によるものです。

しかし、この可燃ごみの中身を調べると、まだまだ資源物の混入（ペットボトル・トレイ・新聞紙など）があります。可燃ごみ収集量を削減するため分別を徹底し、資源物（無料回収物）を抜き取ってください。また、生ごみは、水切りを十分に行い、水分の少ない状態で出して、有料ごみ袋のダイエット（削減）をしましょう。

アンケートの結果

市では、9月10日から市内のごみ減量等について、市民の皆さんの意見と意識を把握するため、無作為でアンケート

アンケート結果の詳細については、市ホームページ及び、環境課、市民サービス課、各地区センター窓口で閲覧することができます。

ト調査を行いました。その結果を次のとおり公表します。皆さんがごみの減量や資源の分別を行なった結果、20%を超える可燃ごみの削減となりました。



ごみ

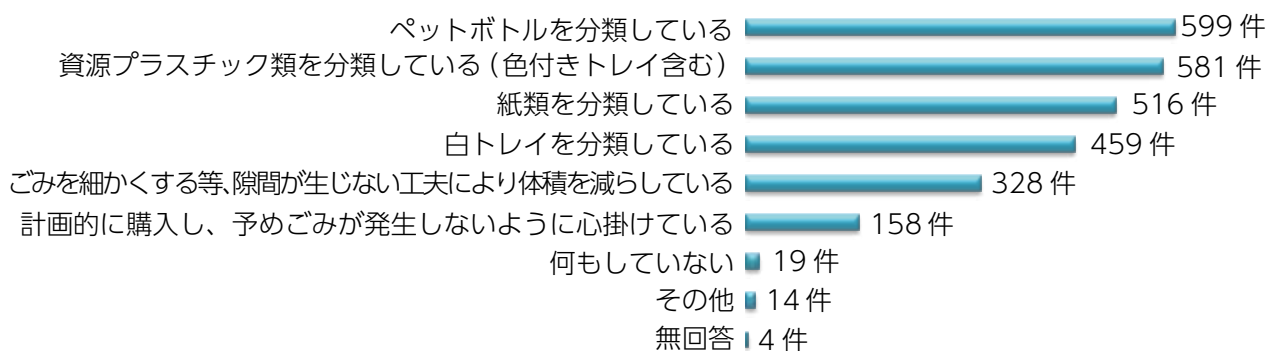
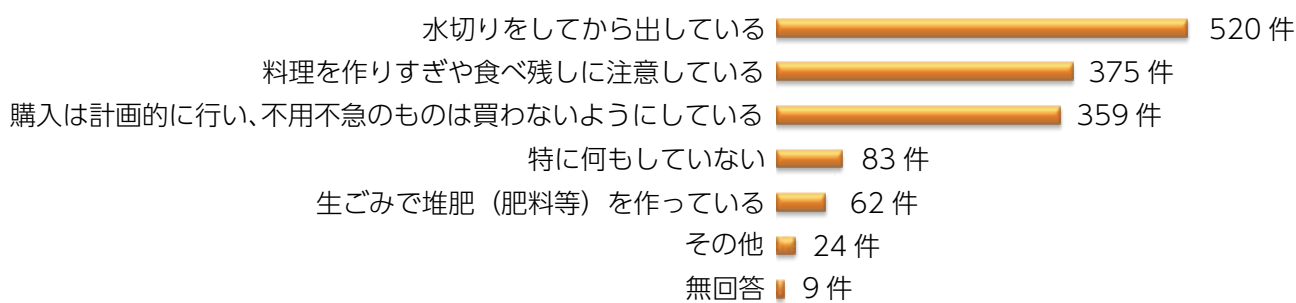
分別



資源



減量（ダイエット）したごみ袋



資源プラスチック類として出せる物	資源プラスチック類として出せない物 (可燃物として出すもの)
汚れない状態で出してください    ビニール袋 チューブ類 詰め替え等の容器    ラップ パック トレイ類など	資源にならない紙、プラスチック類は燃やすごみで出してください   汚れたままの物 プラスチック模型    CDやDVD ビデオテープ おもちゃなど

※ 詳細は、各世帯へ配布している分別ガイドブックを参照してください。

資源プラスチック類の出し方

資源プラスチック類の分別回収を実施する以前の可燃ごみ袋には、資源プラスチック類が3割程度含まれていました。

資源プラスチック類を分別して、分別回収することでごみ袋の使用枚数を軽減させることができます。

この資源プラスチック類の分別回収を開始から2年経過していますが、依然として一部に違反があります。特に、ペットボトルの混入や汚れたままの物、硬質プラスチック製の混入が多く見られます。

● ペットボトルはきれいに洗って、スーパーなどの回収拠点に設置しているボックスに入れてください。

● 汚れが落ちない物や硬質プラスチックは可燃ごみとして出してください。

【見分け方】

ハサミで簡単に切れる
プラスチック(ポリエチレ

ン性ビニールなどが該当します。硬いプラスチックは該当しません。また、必ず汚れのない状態で出してください。(汚れていると資源になりません)

家電4品目の処分

特定家庭用機器再商品化対象の家電4品目の冷蔵庫(冷凍庫含む)・洗濯機(乾燥機含む)・エアコン・テレビ(液晶・プラズマ含む)は、電気製品

小売店等に引き渡すか、郵便局で処分対象のリサイクル券を購入して、左記の指定取引場所に持ち込んでください。

◆ 指定取引場所

協和運送有限公司
矢浜一丁目2番8号

☎ 0946

消火器の処分

市では消火器を処分することができません。消火器は、購入した小売店等に引き渡して処分を行ってください。また、小売店へ出せない場合は、左記のところへ連絡して処分してください。

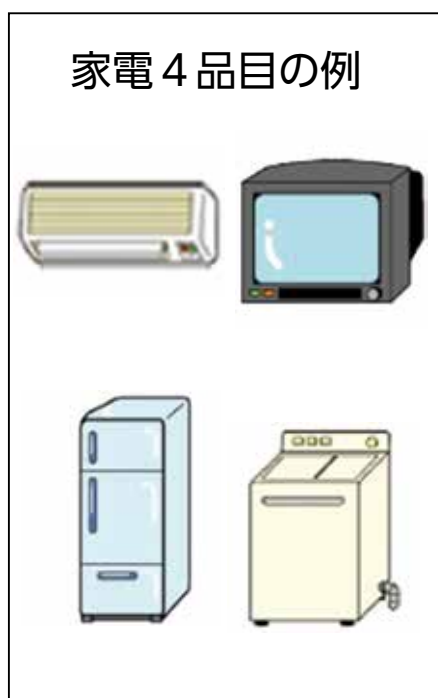
◆ 連絡先

(株) 消火器リサイクル推進センター
☎ 03・5829・6773



お問い合わせ

環境課 ☎ 8251



家電4品目の例

水源地域内で森林の土地取引を行う場合は事前の届出が必要です

三重県水源地域の保全に関する条例が施行されたことで、平成 28 年 1 月 1 日以降に水源地域内において森林の土地取引を行う場合は事前届出が必要となります。

■三重県水源地域の保全に関する条例の主旨
水源地域としての森林を将来へ守り育てていくため、水源地域の土地取引に事前届出制度などを定め、適正な土地利用を確保し、森林の持つ水源のかん養機能の維持増進につなげます。

■水源地域の指定
水源地域は、民有林の内、水源のかん養機能の維持増進を図るため、保全する必要がある地域を市町や三重県森林審議会の意見を聴いたうえで三重県知事が指定します。

- 市内の水源地域
大字天満浦、大字南浦、大字中井浦、大字向井、大字大曾根浦、大字行野浦、須賀利町、九鬼町、早田町、三木浦町、小脇町、名柄町、三木里町、古江町、賀田町、曾根町、梶賀町

■事前届出制度の概要
知事が指定する水源地域内の森林の土地の取引が対象となります。

届出対象	売買、贈与、交換、地上権、地役権、使用貸借による権利、賃借権に関する契約
届出者	土地所有者など土地に関する権利を持っている人
届出期日	契約を締結しようとする日の 30 日前まで
届出先	知事（土地の所在地を管轄する三重県農林（水産）事務所）
届出内容	契約の当事者の氏名、住所、土地の所在地・面積、所有権等の種別、利用目的など
適用除外	取引の相手方が国や地方公共団体、森林整備法人等の場合は届出不要です

森林の土地所有者届出制度は継続していますので、注意してください。

【森林の土地の所有者届出制度の概要】
地域森林計画内の森林の土地を新たに取得した場合は、事後の届出として森林の土地の所有者届出を所有者となった日から 90 日以内に市長に提出する必要があります。ただし、10,000㎡を超える場合は、国土利用計画法に基づく届出を提出する必要がありますので、この場合には森林の土地の所有者届出は不要となります。
※土地の所在地によっては、水源地域における土地取引の事前届出を三重県知事に、森林の土地の所有者届出を市長に提出する必要があります。

お問い合わせ 三重県尾鷲農林水産事務所 ☎③ 3 5 0 4 木のまち推進課 ☎③ 8 2 2 4

みなさんの生命と財産を守る消防団

市民の皆さんは、消防団をご存知ですか？
今夏には、総務省消防庁及び東京消防庁全面協力で、消防団を舞台にしたドラマ「HEAT」が放送されました。消防団は、地元住民の生命・身体・財産を災害から第一線で守るため、欠かせない存在です。しかし、人口の減少や団員の高齢化等により、全国的に消防団員が減少していて、尾鷲市も例外ではありません。条例定数 260 人に対し、214 人（平成 27 年 11 月 1 日現在）と大幅に定員割れをしています。
南海トラフ巨大地震により甚大な被害が予測される尾鷲市にとって、市民を守るために第一線で活動する消防団員の確保は必要不可欠です。そのため、消防団員の確保に繋げ、消防団員自身の更なる安全性、行動性を高めるため、市消防団は、三重県内で一番早く全団員の活動服を更新しました。（平成 27 年 11 月 1 日現在）上記で紹介した消防団を舞台にした「HEAT」の活動服と同じモデルです。市消防団に入団すると、活動服等の消防団活動に必要な被服等が貸与され、各種災害または訓練に出動した際の手当や公務災害補償などの補償、また、功績があった場合には表彰もされます。
消防団とは、「自らの地域は自らで守る」という郷土愛護の精神に基づいた、究極のボランティア精神を持った組織です。尾鷲市消防団条例の規定により、18 歳以上であれば誰でも入団できます。
今こそあなたのチカラが必要です。ともに尾鷲市を守るヒーローになりましょう。

お問い合わせ 防災危機管理室 ☎③ 8 1 1 8



平成 28 年度から適用される 個人市県民税の税制改正について

ふるさと納税制度に係る改正

特例控除限度額の拡充

平成28年度以後の個人住民税から、都道府県・市区町村への寄附金を支出した場合（ふるさと納税をした場合）に適用される特例控除額の限度額が、個人住民税所得割額の10%から20%に引き上げられます。

所得税の最高税率の引上げに伴うふるさと納税に係る特例控除額の算定方法の改正

平成25年度税制改正において、平成27年分以後の所得税の最高税率が40%から45%に引上げられたことに伴い、平成28年度以後のふるさと納税に係る特例控除額の算定に用いる所得税の限界税率が、所得金額4,000万円超の場合は45%とすることとされました。

申告特例控除の創設（ワンストップ特例制度）

平成27年4月1日以降に支払った都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）について、一定の

要件に該当する人は、所得税及び復興特別所得税の確定申告書を提出することなく、税制上の優遇措置を受けることができる制度が創設されました（ワンストップ特例制度）。この場合、所得税及び復興特別所得税における軽減額に相当する額が「申告特例控除」として個人市県民税・県民税所得割から軽減されます。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。

- ① 所得税及び復興特別所得税の確定申告書の提出を要する人、提出した人（給与所得者が医療費控除の適用を受ける場合など）
- ② 申告特例申請書を提出した都道府県・市区町村の数が5を超える人
- ③ 申告特例申請書又は申告特例申請事項変更届出書に記載した市区町村と寄附した年の翌年の1月1日に住んでいる市区町村が異なる人
- ④ 平成27年1月1日から3月31日までに都道府県・

市区町村に対する寄附金を支払った人

ふるさと納税をした場合の寄附金控除の計算方法

- ①と②の合計額を住民税額（所得割）から控除します。
 - ① 基本控除額
(寄附金額 - 2,000円) × 10% (市民税: 6% + 県民税: 4%)
 - ② 特例控除額
(寄附金額 - 2,000円) × {90% - 寄附者の所得税の税率(0 ~ 45%)} × 1.021}
- 注意** 寄附金額は、総所得金額等の30%を限度とします。
②の額は個人住民税所得割額の20%を限度とします。

公的年金からの特別徴収制度の見直し

仮徴収税額の算定方法の見直し（特別徴収税額の平準化）

平成28年10月以後に実施する特別徴収から、特別徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額が「前年度分の公的年金等に係る個人住民税額の2分の1に相当する額」となります。

	仮徴収額（4、6、8月）	本徴収額（10、12、2月）
改正前	前年度の2月分と同額	(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3
改正後	(前年度の年税額 × 1/2) ÷ 3	(年税額 - 仮徴収額) ÷ 3

転出・税額変更の場合の特別徴収の継続

平成28年10月以後に実施する特別徴収から、公的年金からの特別徴収対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収の税額変更が生じた場合、一定の要件のもとで特別徴収が継続されます。

住宅借入金等特別税額控除の延長

住宅借入金等特別税額控除の適用期間が1年6カ月延長され、平成11年1月1日から平成18年12月31日まで、または、平成21年1月1日から平成31年6月30日までに居住の用に供した場合に適用されます。

お問い合わせ

税務課 ☎ 08171

年末年始の業務案内

しゅみ・つる

環境課 ☎ 220605

▼ごみ収集

年末

月・木コース 28日(月)まで

火・金コース 29日(火)まで

水・土コース 30日(水)まで

持ち込みごみ

28日(月)の午後3時30分まで

(清掃工場 ☎ 223245)

年始

月・木コース 4日(月)から

火・金コース 5日(火)から

水・土コース 6日(水)から

資源ごみ 4日(月)から

持ち込みごみ 4日(月)から

▼し尿収集

年末 28日(月)まで

※申し込みは16日(水)まで

年始 4日(月)から

し尿のくみ取りは計画的に日程を決めて

行っていますので、急な申し込みに対応できま

せん。特に年末年始は申し込みが殺到します

ので、十分に余裕をもつて早く申し込んでくだ

さい。

年末

25日(金)〔最終支払日〕

※市金庫業務は28日(月)まで

年始 4日(月)から

市民サービス課窓口

☎ 238161

年末 28日(月)まで

年始 4日(月)から

※29日(火)から3日(日)までの戸籍に関する届け出は、

守衛室(☎ 238111)で預かることができます。

体育文化会館

年末 28日(月)まで

年始 4日(月)から

尾鷲総合病院

年末 28日(月)まで

年始 4日(月)から

※29日(火)～1月3日(日)は、救急患者のみにな

ります。

水道 水道部

☎ 238271

年末 28日(月)まで

年始 4日(月)から

※29日(火)から3日(日)までの連絡は、守衛室(☎ 238111)へ。

市からの支払い

出納室 ☎ 238182



市役所窓口でマイナンバーを利用した手続きが始まります

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の窓口の手続きでマイナンバーの利用が始まります。

マイナンバーを利用する手続きは、次のとおりです。

- 国民健康保険の手続き
- 後期高齢者医療の手続き
- 福祉医療費助成の手続き
- 児童手当の手続き
- 介護保険の手続き
- 障害福祉サービスの手続き
- 障害者手帳(身体・療育・精神)の手続き
- 生活保護の手続き
- 母子健康手帳の手続き
- 未熟児養育医療の手続き
- 固定資産税の手続き
- 各税の減免手続き

これらの手続きを行うときは、市役所の窓口で個人番号の確認と本人確認を行いますので、個人番号が分かる書類(通知カード、個人番号カ

ード)と本人確認ができる書類(免許証やパスポート、個人番号カード、保険証と介護保険証など)を持参してください。

マイナンバーを使う時の注意点

マイナンバーは、手続のために行政機関や勤務先などに提供する場合を除き、むやみに他人に提供することはできません。

マイナンバー制度についてのお問い合わせ

全国共通ナビダイヤル

☎ 0570・20・0178

平日午前9時30分～午後5時30分(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)

マイナンバー特設ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

お問い合わせ

総務課 ☎ 238112

平成28年度

幼稚園入園児を募集します

幼稚園は、幼児の健やかな成長を促し、その後の義務教育の基礎を培うことを目的としています。幼稚園では、次のことを目指しています。

① 園児との信頼関係を深め、家庭との連携を図りながら、一人ひとりに応じた適切な指導を工夫します。

② 友だちや地域の人たちと関わる中で人とかかわる力を養い、自分も友だちも大切にする気持ちを育てます。

③ 保護者との信頼関係を築き、共に子育てを進める場・親と子の育ちの場となることを目指します。

④ 小学校へスムーズに入学できるように、小学校と連携を図ります。

◆受付期間
12月1日(火)～15日(火)

平日午前9時～午後4時

◆受付場所

尾鷲幼稚園・三木幼稚園

※入園申込書は各幼稚園で配布します。

◆保育年齢

1年保育(5歳児)

平成22年4月2日～平成23年4月1日生

2年保育(4歳児)

平成23年4月2日～平成24年4月1日生

3年保育(3歳児)

平成24年4月2日～平成25年4月1日生

※ただし、3年保育は三木幼稚園のみ実施

申込・お問合せ
教育総務課

☎ 8291

募集園児数

募集園児数

園名	所在地	保育期間	定員
尾鷲幼稚園	中村町 4番11号	1年保育(5歳児)	35人
		2年保育(4歳児)	30人
三木幼稚園	三木浦町 391番地	1年保育(5歳児)	30人
		2年保育(4歳児)	30人
		3年保育(3歳児)	10人

平成28年度

放課後児童クラブ児童を募集します

市では共働きなどで昼間に保護者がいない家庭の児童を対象に、放課後児童クラブ(学童保育)「わんぱくクラブ」と「くれよん」を開設しています。いろいろな遊びや学習を取り入れながら充実した時間を提供していますので、ぜひご利用ください。

◆募集児童

昼間家庭に保護者など
がいない新1年生(平成28
年4月入学予定の人)

◆定員・場所

① わんぱくクラブ

尾鷲幼稚園2階

定員 40人

② くれよん

尾鷲市福祉保健セン
ター4階

定員 19人

◆利用時間

平日

授業終了後

午後5時30分

土曜日

午前8時30分～

午後0時30分

◆夏休みなど学校休校時

午前8時30分

～午後5時30分

休園日

日曜・祝日・年末年始など

クラブの定める日

◆利用料

月額10,000円

※児童扶養手当受給世帯

は7,000円

※2人目以降は、それぞれ

半額になります。

◆申込期間

12月1日(火)～11日(金)

※申請書は12月1日(火)か

ら福祉保健課で配布し

ます。

申込・お問い合わせ

福祉保健課

☎ 8202

障がい福祉サービスを受けることができます！

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人は、障害者手帳に記載された障害の種類、等級によりさまざまなサービスを受けることができます。

今回は、主な障がい福祉サービスをご案内します。なお、今回案内した以外にもサービスがありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆身体障害者手帳とは、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸・肝臓・免疫機能に継続する障害のある場合に交付され、その程度により1級から6級までの区分がある手帳のことです。

税金

障害者手帳の等級により、所得税・住民税などの控除が受けられます。

自動車税（軽自動車税）・自動車取得税についても、障害者手帳の種類や等級により減免が受けられます。控除を受ける際には、それぞれ条件がありますので、お問い合わせください。

医療制度

◆療育手帳とは、児童相談所等において知的障害と判定された人に交付され、その程度によりA1からB2までの区分のある手帳のことです。

◆精神保健福祉手帳とは、定の精神障害の状態にある人に交付される1級から3級までの区分のある手帳のことです。

障害者手帳の所持者のうち、次に該当する人は医療費保険適用分を助成します。

※所得制限があります。

◆対象者

身体障害者1～3級所持者、療育手帳A1、A2所持者、精神保健福祉手帳1級所持者（通院にかかる医療費に限る）など

②自立支援医療（更生医療・育成医療）の給付

身体障害のある人の更生に必要な治療であって、その障害を除去し、または軽減し日常生活を容易にすること等を目的とした医療に対して給付されます。自己負担は1割負担。世帯の所得により上限額が決定されます。

※入院・通院するまでに申請が必要です。

③自立支援医療（精神通院）の給付

通院による精神疾患の治療を受ける人の医療費の負担を軽減します。自己負担は1割負担。世帯の所得により上限額が決定されます。

※医師の意見書が必要です。

手当・年金等

◆特別障害者手当

20歳以上であって著しく重度の障害の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を要する人に手当が支給されます。

【月額】26,620円

尾鷲駅前交番管内が夜光反射材着用促進重点地区に指定されました

夜光反射材着用促進重点地区とは、地域から選ばれた「夜光反射材着用サポート」が夜光反射材着用促進活動を行います。

①夜光反射材の必要性

夜間、交通事故に遭わないためには、ドライバーに自分の存在を早く知らせることが重要です。

②夜光反射材の効果

夜光反射材が車のライトに反射して、ドライバーが早く歩行者、自転車を発見することができます。

市民の皆さんのご協力をよろしく願います。

お問い合わせ

市民サービス課 ☎28250

平成27年

年末の交通安全県民運動

12月1日(火)から10日(木)まで、年末の交通安全県民運動が実施されます。

運動の重点を

●子どもと高齢者の交通事故防止

※所得制限があります。

◆障害児福祉手当

20歳未満であつて著しく重度の障害の状態にあり、日常生活において常時特別の介護を要する人に支給されます。

【月額】14,480円

※所得制限があります。

◆障害基礎年金(国民年金)

障害程度が国民年金法施行令別表の等級表に該当する20歳以上の者で、一定期間の保険料納付条件を満たしている人に支給されます。

【年額】

1級 975,100円

2級 780,100円

※ほかに障害厚生年金、障害共済年金などがあります。

◆特別児童扶養手当

障害程度が国民年金法施行令別表の等級表に該当する児童を監護する父母等に支給されます。

※所得制限があります。

【月額】

1級 51,100円

2級 34,030円

交通手段

◆有料道路通行料金割引

身体障害者手帳及び療育手帳所持者の有料道路通行料金が半額になります。

①本人運転

身体障害者手帳の交付を受けているすべての人。

②家族運転

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人のうち、重度の障害(身体障害:第1種、療育:A)を持っている人。

◆JR及び私鉄運賃割引

身体障害者手帳及び療育手帳所持者は、手帳の種類及び乗車距離等によって条件が異なります。条件が合えば、運賃が半額になります。

詳しくは、乗車券購入時に手帳を提示してください。

◆バス運賃割引

普通乗車券が半額になります。

条件がありますので、運賃支払い時または乗車券購入時に手帳を提示し

てください。

受信料・郵便など

◆NHK受信料の減免

【全額免除】

障害者手帳を所持する世帯員全員で市民税が非課税の世帯

【半額免除】

視覚障害・聴覚障害の人が世帯主の場合、重度の身体・知的・精神障害の人が世帯主の場合

◆携帯電話割引

携帯電話を持っていて障害者手帳を持っている人は、基本料金半額等の割引が受けられます。

※各携帯電話販売窓口でお問い合わせください。

福祉サービスの利用

◆介護給付・訓練等給付事業

居宅介護(ヘルパー派遣)、短期入所(ショートステイ)など介護の支援を受けられます。

◆補装具の支給

日常生活の能率向上を図るために、補装具の制作・修理にかかる費用が支給されます。例えば、盲人安全杖、

補聴器、義肢、車いすなど

◆日常生活用具の交付

日常生活上の便宜を図るための用具を給付または貸与します。ただし、障害種別や等級等の条件があります。例えば、特殊寝台、ネブライザー、ストマ用具など。

手続きの方法や対象要件などはそれぞれ異なりますので、お問い合わせください。

障害者週間

毎年12月3日から9日は障害者週間です。

障害者週間とは、日本国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的とした週間です。

お問い合わせ

福祉保健課

☎28203

●全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
●飲酒運転の根絶
として、早朝街頭指導・ミルミルウエーブ等、啓発活動を実施します。

お問い合わせ

市民サービス課 ☎28250

バキューム車(し尿収集車)を更新しました

市では、平成27年度電源立地地域対策交付金(水力枠)を活用し、10月に2台バキューム車(し尿収集車)を更新しました。今後も自然や生活環境を保全するため、ご協力をお願いします。



更新されたバキューム車

お問い合わせ

環境課 ☎28251

今月のフォトグラフ

市内で行われたイベントや行事をご紹介します。

ふれあいひろば



第30回尾鷲節コンクール(せぎやまホール)



パン作り講座(中央公民館)



魚まつり(尾鷲魚市場)



尾鷲ヒノキふれあいフェスタ(体育文化会館)



英語でハロウィンを楽しもう♪(いきいき尾鷲っ子)



イタダキ市会場で警察車両乗車体験



巨大津波合同防災訓練(早田町)



ふれあひひろば

11/ 4(水) 長座体前屈や 6 分間歩行などの体力測定研修会が、市体育文化会館で行われました。参加した市老人クラブ連合会の皆さんはとても元気で健康的でした。



11/ 9(月) グリーンクラブや自治会の皆さんが、環境美化活動による花の植え替えを行いました。道路沿いが色鮮やかに変わりました。(銀杏通り、紀望大通りほか)



11/12 (木) 36 年間に亘る消防団活動の功績で、平成 27 年秋の叙勲 瑞宝単光章を受賞した元市消防団 団長の野田知男さん。市長室で伝達式が行われました。



11/18 (水) アクアステーションで「深層水を使った家庭でできるそば打ち体験教室」が行われました。そば打ちした時に出る香りは、食べる時とは違うようです。



はじめまして満1歳です



我が家のアイドルあ〜ちゃん。
これからも元気に成長して
ね♡

たに ありさ
谷 有彩 ちゃん
(小川東町、父・直哉 母・真紀)



おてんば娘のあーちゃんは
お兄ちゃんの宝物♡
兄妹仲良くなね!!

ほそかわ あやの
細川 彩乃 ちゃん
(上野町、父・大輔 母・久栄)



お菓子と果物が大好きな
絆ちゃん。
元気にすくすく育ってね。

なおえ きずな
直江 絆 ちゃん
(中井町、父・竜一郎 母・知保)



あゆちゃん 1 歳おめでとう♡
元気いっぱいいつでもニコニコなあゆちゃん
お姉ちゃんたちと仲良くな。

ざ れ
座禮 あゆり ちゃん
(倉ノ谷町、父・敏伸 母・利佳)



満1歳のお子さまの写真を随時募集しています！(誕生月と掲載月が異なる場合も掲載できます)

写真にお子さまの名前(よみがな)・保護者の住所・氏名・電話番号・コメントを添えて秘書広報係まで申し込みください。

棟札むなふだを読む

先日、九鬼町の真巖寺しんがんじにお邪魔したとき、御本尊の木造薬師如来坐像の隅に、墨書がみえる一枚の木板が置かれていたことに気が付きました。住職に許可を得て拝見したところ、「延享4（1747）年に真巖寺の修理が行われた」という旨が記されていました。この木札は、いわゆる「棟札（むなふだ）」だったので

『国史大辞典』によると、棟札は、主に建物名・願主・工匠名・上棟年月日などを書き、建物の棟木に打ち付けられるもので、新築・修理・屋根替の際に造られたようです。古くは棟木に直接記され、鎌倉時代の中ごろ以降に棟札が増加し、南北朝時代以後に主流となったようです。真巖寺の棟札には「延享四稔マ」と書かれていますから、江戸時代、つまり棟札が主流であった時期のもので

な修復内容について記されています。しかし、平成6（1994）年に刊行された『尾鷲市史年表』によると、延享4年に「九木真巖寺本堂の屋根を65両で瓦に葺替える」とあります。つまり、今回見た棟札は、延享4年に真巖寺の屋根を瓦に葺き替えた際に造られた棟札だったのです。

このように、棟札はその建物の歴史を知る手がかりにもなります。

皆さんの家にも、こういった棟札があるかもしれませんね。

お問い合わせ

生涯学習課 ☎8281



真巖寺の棟札 平成27年9月2日撮影

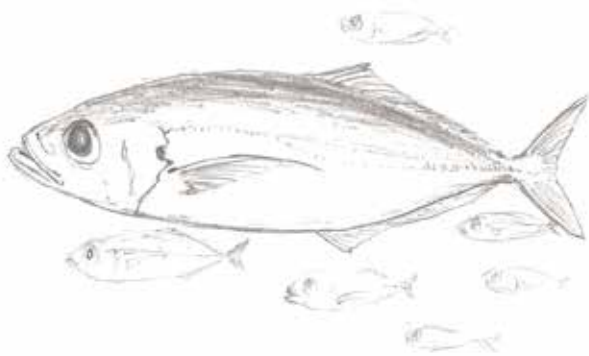
メアジ



メアジはアジ科メアジ属の魚で、南日本、全世界の熱帯と亜熱帯に分布しています。

当地ではドンパコと呼ばれ、主に定置網で漁獲されたものが水揚げされます。

メアジに似ていますが、最大で約30cmとメアジよりも小さく、メアジよりも目が大きく、体高が高く平たく、黄色い線があることで見分けられます。メアジはマアジよりも南方系で、熱帯域でのレジューダイビングでは、メアジの大きな群れがしばしば観察されているようです。また、メアジをワームなどの疑似餌で釣るアジングという一つの釣りの種類がありますが、奄美



大島や沖縄ではメアジが主な対象魚となっているようで、同じ大きさでもメアジの方がメアジより引きが強いようです。メアジに比べると脂が少なく、値段はメアジの10分の1程度ですが、ある図鑑では食味が高く評価されています。この時期あまり脂が乗っていないメアジに比べ、メアジの旬は秋から冬のこの時期に脂が乗って意外と美味であり、お買い得な魚です。

メアジと同様、刺身、なめろう、フライ、干物等で美味しくいただけます。

みんなで健康づくり

健康な食事

健康な食事をとれていますか？

メディアで特定の食材が健康によいと報じられると、スーパーからその食材が消えるという話題をよく耳にします。厚生労働省が平成26年にとりまとめた「健康な食事」の

あり方に関する報告書の中に、「健康な食事は、特定の栄養素や特定の成分を指すものでも、健康によいとのつたい文句で出回っている特定の食品を推奨するものでもありません。大切なのは毎日の食事です。」とあります。では毎日の食事をどのようにすることが健康な食事なのでしょうか。

主食・主菜・副菜でバランス良く

① 主食

ごはん、パン、めん類などで、炭水化物を多く含み、エネルギーの素になります。

② 主菜

魚や肉、卵、大豆製品などを使ったおかずの中心となる料理です。たんぱく質や脂肪を多く含む体を

つくる素になります。

③ 副菜

野菜や海藻、きのこ類などを使った料理で、体の調子を整えるためのビタミン、ミネラル、食物繊維を多く含みます。

④ その他

牛乳・果物類はカルシウムとビタミン補給のために1日それぞれ200グラムほどとることが推奨されています。

※平成27年9月から、「主食・主菜・副菜を組み合わせた食事推奨のシンボルマーク」として次のようなマークが使われています。



食事はおいしく、楽しく

食事のおいしさや楽しさは、食材や調理法から、空腹感、自分の歯でしっかりと噛めることや食卓の雰囲気といったまで、様々な要素が関係しています。食事を楽しみながら

がら食べることは体だけでなく、心の健康とも密接に関係しているのです。

自分で選ぶ力を養う

近年食の安全性に関して関心が高まっており、食品の生産、流通などを正しく情報提供することが重要視されています。平成27年4月に食品表示法が新たに施行され、これまでの食品表示が見直されました。情報を上手に使い、選びとれる力を養うことが大切です。

和食には一汁三菜という言葉があるように、昔から日本では主食・主菜・副菜がそろった食事と、家族がそろって食卓につく共食が一般的な光景でした。日本が世界でも有数の長寿国となった背景には、こういった食生活があったからともいわれています。この1年とともにこれまでの食生活を振り返り、心身共に健康な食事で新年を迎えてみてはいかがでしょうか。

お問い合わせ

健康長寿推進係 ☎ ②3 871

続 尾鷲の植物誌



ヨシススキ

(イネ科)

尾鷲市や紀北町の高速道路沿いに、ススキに似た変わった植物が出現しています。穂がまだ付いていない時期には、ススキかなと思っていたのですが、秋に穂が出て、初めてススキではないことに気づきました。ススキより数倍穂が長く、葉の幅も広く、草丈は穂の長さを加えると2m以上になっています。

いろいろ調べた結果、ヨシススキというイネ科植物でサトウキビの仲間であることが分かりました。ヨシススキはインドから東南アジアにかけて自生し、日本では飼料や道路法面等の緑化植物として利用されたりしています。繁殖力が旺盛で宮崎県、長崎県、大分県、島根県や神奈川県などでは道路から周囲に広がり、野生化しているそうです。三重県内では今のところ尾鷲市や紀北町でしか見ていません。尾鷲市内ではまだ道路の法面だけですが、紀北町では船津川の川岸にも生えていました。



ヨシススキ

◎企画展「御浜窯の魅力」

昭和 34 年頃から御浜町神木で作られていた陶器「御浜窯」の歴史と、作品を通して御浜窯の魅力を紹介します。

◇日 時 12月5日(土)～平成 28 年 2 月 14 日(日)
午前 9 時～午後 5 時
※ 12 月 31 日、1 月 1 日休館

◇入場料 無料

◎ロビー展「尾鷲道開通 100 周年記念展 大台ヶ原と尾鷲道」

尾鷲市と奈良県大台ヶ原を結ぶ登山道の尾鷲道が開通してから今年で 100 年を迎えることを記念し、尾鷲道と大台ヶ原を紹介する写真展を開催します。

◇期 間 ～平成 28 年 1 月 11 日(日)
午前 9 時～午後 5 時
※ 12 月 31 日、1 月 1 日休館

◎特別展「海山郷土資料館 館蔵品展」

郷土の歴史と暮らしを伝える「海山郷土資料館」で所蔵されている資料を展示します。

◇期 間 12月12日(土)～平成 28 年 1 月 31 日(日)
午前 10 時～午後 5 時
※ 12 月 31 日、1 月 1 日休館

◇入場料 無料

◎体験学習「ひのきアート教室 お正月飾り」

地元の特産品である尾鷲の間伐材や薄く削ったひのきシートをつかって、来年の干支である申の正月飾りを作ります。

◇日 時 12月20日(日)
午後 1 時～4 時
◇定 員 10 人(要申込、先着順)
◇参加料 1,000 円
◇講 師 NPO 法人海虹路
◇申 込 12 月 19 日(土)午後 5 時まで

◎お正月スペシャル体験教室

ご家族で楽しめるお正月ならではの体験イベントを開催します。

●連風つくり

◇日 時 1月2日(土) 午前 10 時～12 時
◇参加料 200 円
◇定 員 20 人(要事前申込・先着順)

●餅つき

◇日 時 1月3日(日)
午後 1 時～(なくなり次第終了)
◇参加料 無料(事前申込不要・先着順)
協力:芳向会の皆さん

●干支(申)折紙の飾りものづくり

◇日 時 1月3日(日) 午後 1 時～2 時受付
◇参加料 300 円
◇定 員 30 人(事前申込不要・先着順)
◇講 師 折紙サークルの皆さん

毎週日曜日は、申込不要で参加できる「その場でできる体験教室」(午後 1 時～3 時受付、メニュー週替わり)を開催しています。

12 月の予定: 6 日(鍋敷きづくり)・13 日(はしづくり)・20 日(紙飛行機)・27 日(杉の貯金箱)
※都合により変更する場合があります。

年末年始休館日のお知らせ

年末年始の休館日は、12 月 31 日(木)から平成 28 年 1 月 1 日(金)までです。

年始の開館日は、平成 28 年 1 月 2 日(土)午前 9 時からです。お間違えのないよう確認をお願いします。

陸上自衛隊高等工科学校等学生の募集

防衛省では、平成 28 年春採用予定の陸上自衛隊高等工科学校生徒を募集しています。

お問い合わせ 東紀州自衛官募集事務連絡会(防災危機管理室) ☎28118
自衛隊熊野地域事務所 ☎0597-85-2214

採用種目	受付期間		試験日	受験資格
高等工科学校生徒	推薦	～12月4日(金)	平成 28 年 1 月 9 日(土)～11 日(月) (いずれか 1 日)	15 歳以上 17 歳未満の男子
	一般	～平成 28 年 1 月 8 日(金)	平成 28 年 1 月 23 日(土)	
自衛官候補生 (任期制)	年間を通じて行っています。		受付時にお知らせします。	18 歳以上 27 歳未満の男子

休日の急病はこちら

当 番 医



各診療所での休日診療は、原則、第1・3・5日曜日です。なお尾鷲総合病院では、すべての休日に紀北医師会の当番医が一次診療を行っています。

月 日	医 院 名	電 話
12/ 6	きば内科クリニック	②3535
12/20	長野内科小児科	②8501

時間は原則として午前9時～午後5時
救急医療情報システムは☎②1199

◎ 変更する場合もあります。

◎ 紀北医師会

<http://www.kihoku-med.or.jp/>

当 番 薬 局



月 日	薬 局 名
12/ 6	イシブチ薬局古戸センター※
12/13	くろだ薬局病院前
12/20	くろだ薬局病院前
12/23	くろだ薬局病院前
12/27	くろだ薬局病院前

午前9時～午後5時
※ 午前9時～午後6時

◎胃がん・肺がん検診（自己負担金があります）

実施日	受付時間	場所	定員
12月17日(木) ※受付中です。	8:00～8:30	三木里コミュニティセンター	胃がん50人 肺がん100人
	10:00～10:30	福祉保健センター	

◆ 子宮頸部・体部がん検診は、下記の医療機関で随時、受診することができます。

尾鷲総合病院 ☎②3111、上田医院 ☎②1329、
海山レディースクリニック ☎③0888

◆ 申込先 健康長寿推進係 ☎③3871、北輪内センター ☎⑧2004
お問い合わせ 健康長寿推進係 ☎③3871

◎ Koko（心）Kara（体）健康ウォーキングデー

コース・日時	集合場所など
賀田まちなか アレンジコース 約2.5km ※賀田の見どころ ポイント見学を します。 12月15日(火) 賀田へ直接行く場合 午前9時～正午 J Rを利用する場合 午前8時15分～ 午後0時30分	賀田へ直接行く場合 集合場所 賀田観光トイレ 受付時間 午前9時～9時20分 ※駐車場：賀田駅前広場 J Rを利用する場合 集合場所 野地町児童公園 受付時間 午前8時15分～8時30分 尾鷲駅発 午前9時2分 ※他の駅から乗る場合は、申し込みする時に 伝えてください。 【帰りの時間】 午前11時59分 賀田駅発（J R乗車） 午後0時26分 尾鷲駅着 解散

【持ち物】お茶、タオル、健康 HAPPY ポイント手帳、運賃（片道320円）

※切符は受付終了後、各自で購入してください。

※必ず、事前に下記まで電話か直接申し込みしてください。

※申し込み受付中です。（平日の午前8時30分～午後5時15分）

※参加費無料 ※雨天の場合中止。

申込・お問い合わせ 健康長寿推進係 ☎③3871

こころの健康相談

こころの悩みや不調を抱えていませんか。保健師による「こころの健康相談」を行っています。お気軽に下記までお問い合わせください。

【相談内容】こころの健康についての相談

【日時・場所】ご相談に応じます。※電話でも相談できます。 お問い合わせ 健康長寿推進係 ☎③3871



「てくてくウォーク60万歩の旅」で健康ウォーキング

ウォーキングをより楽しみながら続けられる「てくてくウォーク60万歩の旅」マップを無料配布しています。

配布先

福祉保健センター2階

完歩達成者

（※順不同 敬称略）

奥の細道OP5 世古将

奥の細道OP3 谷口勇吉、川口孝子

⑩奥の細道Party 梶田美織

⑭北海道～札幌～函館編

東五百三、梶田卓斌、丹瀬部

⑫北海道～稚内～北見編

上岡雅代、桑原保

⑪九州熊本～門司編 内山千美子

⑨九州周防灘～日向灘沿い編

奥村 瞳

⑦土佐の国編

岩崎康知、中村みのり

⑥阿波の国編 榎本静代、岡明子

⑤周防灘編 川口千佳子、大川善士

④瀬戸内編

岩本 肇、庄司あやめ、川上教子、亀田美貴子、川上尚美、中都美

③奈良・京都 山本克子、世古政治、大川くすみ、大川欽生、堀口敏弘、川上忠子、田村勝、向井多寿子

②東海道編

大川かゆり、中森委代、東千代子、竹内和子、田中美子

お問い合わせ

健康長寿推進係 ☎③3871



平成 26 年度四季の尾鷲フォトコンテスト冬部門優秀賞作品「収穫」山城伸介さん撮影

おしらせ

第4回市議会定例会の日程

- 1日(火) 本会議(開会日)
 - 7日(月) 本会議(質疑、一般質問)
 - 8日(火) 本会議(一般質問)
 - 9日(水) 本会議(一般質問)
 - 10日(木) 総務産業常任委員会
 - 11日(金) 生活文教常任委員会
 - 14日(月) 地方創生まちづくり特別委員会
 - 15日(火)～16日(水) 予算決算常任委員会
 - 18日(金) 本会議(閉会日)
- ※本会議、各委員会については、エリアワンセグ(防災行政無線)及びインター

市民相談

- ※日程は、都合により変更となる場合があります。
- お問い合わせ
議会事務局
☎238212
- ◎特設人権相談(要予約)
7日(月) 午前10時～正午
大瀬欣子 人権擁護委員
- ◎司法書士相談
15日(火) 午前10時～正午
森秀世 司法書士

第27回 尾鷲市社会福祉大会

- ◎無料法律相談(要予約)
21日(月)
午前11時～午後3時40分
大川哲次 弁護士
 - ◎行政相談(要予約)
24日(木) 午前10時～正午
川上輝佐子 行政相談委員
申込・お問い合わせ
市民サービス課
☎238250
 - ◎児童相談・女性相談
8日(火)
午前9時～午後5時
申込・お問い合わせ
福祉保健課
☎238201
 - ◎三重大学連携室相談
16日(水)
午前10時～正午
午後1時～4時
※前日午後1時までに予約してください。
 - ※相談日は変更する場合があります。
 - 申込・お問い合わせ
市長公室
☎238134
- 市では、次のとおり社会福

公民館マイ著作

- 社大会を行います。小・中学校の福祉協力校に通う児童・生徒の福祉作品コンクール入選作品の発表や表彰もありますので、ぜひご来場ください。
- ◆日時
12月5日(土) 午前10時～
- ◆場所
中央公民館
- ◆内容
第1部
顕彰式典
第2部
福祉作品コンクール入選作品の発表・表彰、実践発表
- お問い合わせ
福祉保健課
☎238192
- マイはし文化の普及と定着を図ることを目的として、正月前の時期に福取箸を作り、その作品を第5回尾鷲ヒノキマイはしコンテスト(平成28年2月開催予定)に出展します。
- ◆日時
12月5日(土)
午前9時30分～正午
(受付 午前9時20分～)

広告を掲載しませんか？

「広報おわせ」に掲載希望の広告を募集します。2月号の締め切りは、12月23日(水)です。		
大きさ	1 枠 縦 50mm×横 80mm	詳しくは、お問い合わせください。 市長公室 ☎238132
掲載料	1 枠につき月額	
	市内業者 10,000円 市外業者 15,000円	

有料広告欄

- ◆場所
中央公民館
- ◆定員
20人
- ◆申込
12月2日(水)まで
- ※但し、定員になり次第、締め切ります。
- ◆準備する物
汚れてもよい服装・タオル
- ◆材料費
300円
- ※材料は、中央公民館で用意します。
- お問い合わせ
中央公民館 ☎220001

市県民税4期、国民健康保険税7期、後期高齢者保険料6期の納期限は 12月28日(月)です。

税務課 ☎238173

第58回 尾鷲市成人式

平成27年度の成人式を次の日程で開催します。市内に住民票のある新成人には入場券を郵送しますが、入場券がない人も参加できますので、早めに連絡してください。

◆開催日

平成28年1月10日(日)

◆受付

午前9時30分～10時20分

◆式典

午前10時30分～正午

◆場所

尾鷲市民文化会館
(せぎやまホール)

◆対象

平成7年4月2日～平成8年4月1日生まれの人
お問い合わせ
生涯学習課

☎②8293

図書館のクリスマス特別企画

図書館ではクリスマスの特別企画を開催します。

ぜひ、ご参加ください。

◆開催日

12月17日(木)

第1部おはなし会

(自由参加)

・時間

午後3時～3時30分

・場所

図書館

対象 幼児～小学生

・内容

大型絵本の読み聞かせほか

第2部クリスマス小物づくり(要申込)

・時間

午後3時30分～4時30分

・場所

図書館

対象 幼児(親子で)～小学生 20人

・内容

らくらく型抜きアート

・材料費

1人200円

◆申込

12月4日～(電話可)

お問い合わせ

図書館 ☎②8282

新年度の講師等希望者登録

平成28年度の公立小中学校における教職員の欠員・産休・育休などに伴う補充のための講師、養護助教諭、事務補助員、学校栄養補助員として登録

録を希望する人を対象に、次のとおり説明会を開催します。なお、希望者は応募書類を12月4日(金)～平成28年1月15日(金)の期間に教育委員会に提出してください。

◆日時

1月23日(土) 午前9時～

※受付は午前8時30分～

◆場所

東長島公民館

お問い合わせ

教育総務課 ☎②8292

クリスマスケーキ作り

今年のクリスマスケーキは手作りしませんか。

◆日時

12月18日(金)

午後1時30分～

◆定員

10人(定員になり次第、締め切りとなります。)

◆場所

矢浜コミュニティセンター

材料費 800円

持ち物 エプロン・手拭き用タオル・三角巾等

申込・お問い合わせは矢浜コミュニティセンター ☎②6367

三重県最低賃金の改正

三重県の最低賃金が10月1日から、時間額753円から18円引き上げられ、時間額771円に改定されました。

ただし、特定の産業に該当する事業場で働く労働者には、別に特定最低賃金が定められています。

お問い合わせ

三重労働局労働基準部 ☎059・226・2108

日曜・無料遺言公証法律相談

相談内容 遺言、相続、任意後見(高齢者等の財産管理)ほか

◆日時

12月20日(日)

午前9時～午後5時

◆場所

新宮公証役場

お問い合わせ

新宮公証役場 ☎0735・21・2344

老人クラブ 12月の講座 老人クラブ連合会 ☎②7941

講座名	日	時	講座名	日	時
カラオケさくら	7・21日	午前9時30分～	コーラス	17日	午後1時30分～
カラオケたんぽぽ	14・25日	午前9時30分～	民謡	3・17日	午前10時～
俳句	14日	午後1時30分～	生花	11・28日	午前9時30分～
折り紙	8・22日	午前9時30分～	日舞	4・18日	午前10時～
書道	2・16日	午前9時30分～	詩吟	11日	午後1時30分～
茶道	2・16日	午後0時30分～			

「三木浦こいやあ」は12月19日(土)開催予定です。

海の幸・山の幸! 尾鷲の名産がお買い得!!

尾鷲イタダキ市

12月5日(土)・19日(土)

午前8時30分～午後0時30分 尾鷲魚市場

お問い合わせ 尾鷲商工会議所 ☎②2611

水産商工食のまち課

出店者募集中!! 詳しくは、お問い合わせを。



